



## 自動車の留保所有権の法的整理手続における取り扱い

執筆者: 福岡 真之介、菅野 百合、桑田 寛史

自動車の割賦販売において、購入者が信販会社を使って自動車を購入することは珍しくありませんが、その場合に、従来のスキームとして、信販会社が販売会社に自動車の売買代金を立替払いをする一方、購入者が信販会社に対して購入代金を完済するまでは、自動車の所有権は信販会社が留保すること(後述する旧約款方式)がしばしば行われていました。但し、この場合でも、自動車の登録名義は、信販会社への名義変更手数料を節約する等の理由から、販売会社そのままするのが通常でした。

もっとも、かかる取引においては、登録名義のない信販会社の留保所有権(実質的には担保権)が法的整理手続の中でどのように扱われるのか、言い換えれば、経済的負担者である信販会社が対象自動車の引揚げ等をもって債権回収を図ることが許容されるのか、従来から実務的に問題となっていました。

この問題をめぐっては、平成 22 年に最高裁判決が下され、その射程範囲が議論されるとともに、同最判の影響を受けて信販会社が取引形態を変更する(後述する新約款方式)動きがあるところ、近時、旧約款方式・新約款方式における信販会社の法的整理手続上の権利に関する新たな裁判例も出ているため、実務上の論点と合わせて本ニューズレターにてご紹介します。

### 1. 問題の背景

#### (1) 旧約款方式と平成 22 年最判

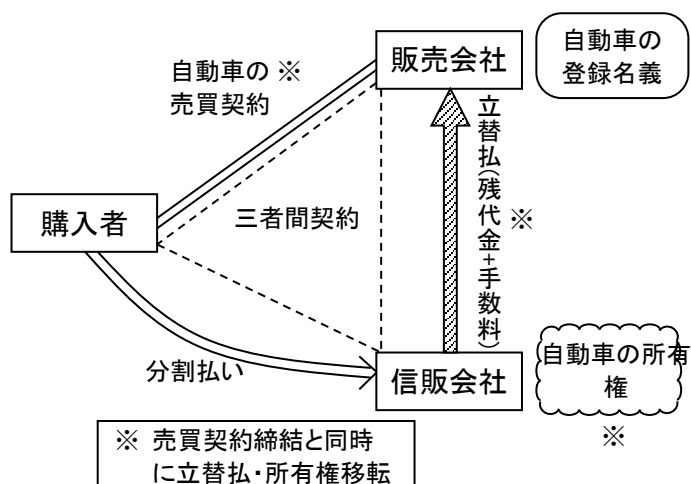
いわゆる旧約款方式とは、信販会社によって差異はあるものの、自動車の売買契約と同時に、購入者、販売会社、信販会社の三者間で、売買契約とは別に概要以下のような内容の契約をする方式を指します。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

図① [旧約款方式]



- ① 購入者は売買代金から自動車の下取り価格を控除した残額(残代金)の立替払いを信販会社に委託する。
- ② 信販会社は、三者間契約締結後直ちに販売会社に対し立替払いを実施する。
- ③ 自動車の所有権は信販会社の立替払いにより信販会社に留保される(登録名義は販売会社)。
- ④ 購入者は、信販会社に対し、残代金債権に信販会社の手数料債権を加えた立替金等債権を分割弁済する。
- ⑤ 信販会社は、引き揚げた自動車の評価額をもって、立替金等債権に充当することができる。

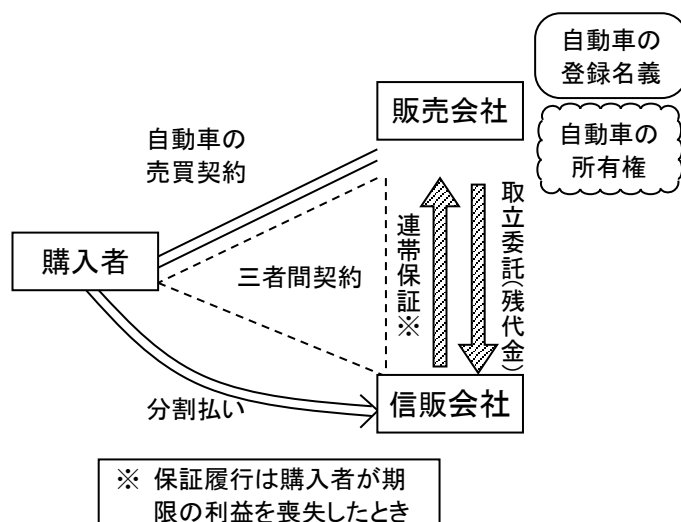
この旧約款方式の割賦販売を利用して自動車を購入した者につき小規模個人再生手続が開始されたため、信販会社が購入者に対し自動車の引渡しを求めた事例で、最判平成 22 年 6 月 4 日民集 64 巻 4 号 1107 頁(以下「平成 22 年最判」といいます。)は、信販会社が自身の留保所有権を購入者に対し対抗するためには信販会社名義の登録が必要であるとして、登録名義を有さない信販会社への自動車の引渡し(別除権の行使)を認めませんでした。

## (2) 新約款方式

他方で、平成 22 年最判の出現を受けて、同判例を踏まえてもなお信販会社が留保所有権を適法に行使できるよう約定内容を修正した約款に基づく取引(いわゆる新約款方式)も始まりました。新約款方式は、大きく分けて保証方式と立替払方式の二つに分かれており、信販会社によって差異はあるものの、購入者、販売会社、信販会社の三者間で、売買契約とは別に、次頁で述べるような概要の契約をします。

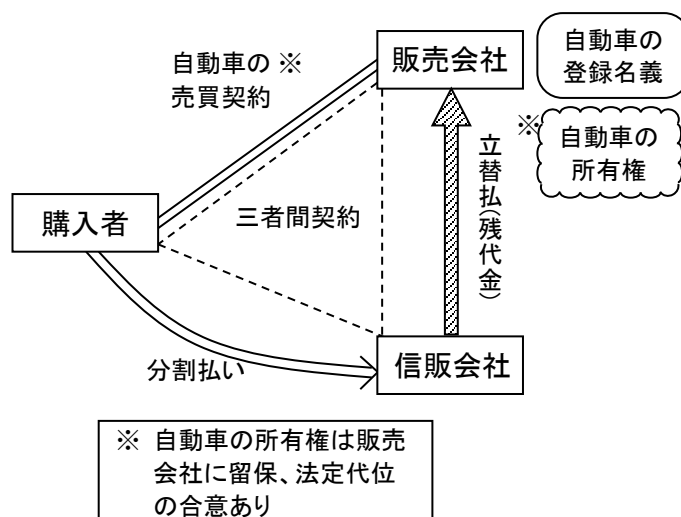
新約款方式の意図は、保証方式・立替払方式いずれも、販売会社の留保所有権に対し信販会社が法定代位(民法 500 条)をし、その上で信販会社が(法定代位により取得した)留保所有権を行使する形にする点にあります。法定代位に伴う担保権の移転の場合、移転に伴う対抗要件の具備は必要ないと解されており、登録名義が信販会社になっている必要がないからです。新約款方式が採用された後は、新約款方式の場合に法定代位が認められるかが新たな問題となりました。

図② [新約款・保証方式]



- ① 購入者と販売会社との間の自動車の売買契約と同時に、購入者・販売会社・信販会社が三者間契約を締結し、その中で信販会社は、購入者の委託に基づき割賦代金を連帯保証するとともに、販売会社から割賦代金の取り立て・受領の委託を受ける。
- ② 自動車の所有権は①の契約締結後も販売会社が留保する(登録名義も販売会社)。
- ③ 信販会社は、購入者が期限の利益を喪失した時点で保証債務を履行する。
- ④ 信販会社は、引き揚げた自動車の評価額をもって、割賦代金債権及び同債権の回収費用に充当することができる。

図③ [新約款・立替払い方式]



- ① 購入者と販売会社との間の売買契約と同時に、三者間契約が締結され、購入者は売買代金の立替払いを信販会社に委託する。その中で、信販会社が立替払いを行った場合、販売会社の留保所有権を信販会社が代位できるとの合意をする。
- ② 信販会社は、三者間契約締結後直ちに販売会社に対し立替払いを実施する。
- ③ 自動車の所有権は立替払い後も販売会社に留保される(登録名義も販売会社)。
- ④ 購入者は、信販会社に対し、残代金債権に信販会社の手数料債権を加えた立替金等債権を分割弁済する。

## 2. 近時の裁判例

### (1) 旧約款方式に関する裁判例

#### ① 名古屋高判平成 28 年 11 月 10 日(金法 2056 号 62 頁)

本件は、旧約款方式<sup>1</sup>による第三者留保所有権に基づく破産手続開始前の自動車の引揚げに対し、破産管財人が否認権を行使した事例です。

原審<sup>2</sup>が有害性がないとして管財人が主張する否認の成立を認めなかったのに対し、控訴審は、契約の発効と同時に所有権が販売会社から信販会社に移転するという約定がある以上、自動車の引渡し時点で留保所有者であったのは信販会社のみであること、他方で自動車の登録名義は販売会社のみであることから、信販会社による自動車の引揚げは別除権の行使と認められず、否認事由(破産法 162 条 1 項 1 号イ)に該当するとし、信販会社に対し管財人への一部返金を命じました。

#### ② 神戸地判平成 27 年 8 月 18 日(金法 2042 号 91 頁)

本件も、旧約款方式<sup>3</sup>による第三者留保所有権に基づく破産手続開始前の自動車の引揚げに対し、破産管財人が否認権を行使した事例です。

神戸地裁は、信販会社による立替払いによって割賦代金債権が完済されたことにより自動車の所有権が購入者に移転したとの理解を前提に、登録名義を有さない信販会社による自動車の引揚げ・換価・充当は破産法 162 条 1 項 1 号イに基づき否認できると判示し、信販会社に対し管財人への一部返金を命じました。

### (2) 新約款方式に関する裁判例

#### ① 札幌高判平成 28 年 11 月 22 日(金法 2056 号 82 頁)

本件は、新約款方式の保証方式に基づき、信販会社が別除権の行使として管財人に対し自動車の引渡しを請求した事例です。

本裁判例については、原審<sup>4</sup>が、信販会社が集金代行・保証する方式の所有権留保につき、「民法の規定に基づき、販売会社に代位して、本件割賦金等債権及び本件留保所有権を行使できることが合意されている」ものであるとして、自己に登録名義のない信販会社の別除権行使を認め、管財人に対し自動車を引き渡すよう命じる判断をなし、控訴審もこの原審の判断を是認して控訴を棄却しています。

#### ② 大阪地判平成 29 年 1 月 13 日(金法 2061 号 80 頁)

本件は、新約款方式の立替払方式に基づき、信販会社が破産手続開始後に自動車の引渡しを受け換価した売却代金について、管財人が信販会社に対し不当利得返還請求をした事例です。

大阪地裁は、販売会社の留保所有権に基づく信販会社による法定代位が認められるとして、信販会社による別除権行使を認め、管財人による不当利得返還請求は認められないとしました。

<sup>1</sup> 名古屋高判の判決文上、旧約款による所有権留保だったのか新約款によるものだったのか判然としませんが、契約締結の時期(平成 22 年 11 月 13 日)から、旧約款による所有権留保であったものと思われます。

<sup>2</sup> 名古屋地岡崎支判平成 27 年 12 月 3 日金法 2056 号 78 頁

<sup>3</sup> 神戸地判の判決文上、旧約款による所有権留保だったのか新約款によるものだったのか判然としませんが、信販会社が新約款であることを前提とした主張をしていないことから、旧約款による所有権留保であったものと思われます。

<sup>4</sup> 札幌地判平成 28 年 5 月 30 日金法 2053 号 86 頁



### 3. 第三者留保所有権を巡る実務上の論点

#### ① 旧約款方式において、法的整理手続開始前の引揚・充当行為を否認できるか

旧約款方式の場合、法的手続開始後は、信販会社名義の登録がなければ対抗要件具備が認められないのは平成 22 年最判が判示するところですが、未だ法的整理手続が開始される前の段階で行われた引揚・充当行為を、信販会社が対抗要件具備をしていなかったことを理由に否認できるかについては、平成 22 年最判は特段の判断を示していません。また、学説においては否認権の行使を認める見解、認めない見解の両方が主張されています。

もっとも、この点につき、上記の名古屋高判、神戸地判はいずれも否認権の行使を認め、信販会社に対し管財人への一定額の返金を命じています。

#### ② 旧約款方式において別除権行使が認められない場合、自動車の所有権の帰属はどうか

信販会社が留保所有権に基づく自動車の引渡しを求められないとした場合に、当該自動車の所有権は果たして誰に帰属することとなるのか、という問題です。

この点につき、上記の名古屋高判、神戸地判はいずれも、旧約款方式において、購入者に所有権が移転するとしています。また、学説上もかかる見解を支持するものが見受けられるところです。他方で、購入者に帰属するのは期待権のみであり、購入者(破産手続開始後は破産管財人)が自動車の完全な所有権を取得するためにはローン残高全額を支払う必要があるとする見解もあり、この見解に基づけば結果として別除権の行使を認めるのと大差がないこととなります。

#### ③ 新約款方式の場合に、信販会社による法定代位は認められるか

上記の札幌高判・大阪地判は、原告となった特定の信販会社が採用する新約款方式につき、法定代位を認める旨判示しています。この点につき、新約款方式と一口に言っても、その具体的な法律構成や契約文言は各社ごとに区々であるとされていますので、今後も、各社が採用する約款の構成に関して事例的な裁判例の集積が進むことが予想されます。

この点、上記の名古屋高判は、旧約款方式において、契約当初より留保所有権が販売店から信販会社に移転し、契約直後から信販会社が留保所有権を有する建付けとなっていたことを理由に法定代位を否定したようにも読めます。これに対し、大阪地判では、新約款方式(立替払方式)において、立替払後も販売会社に所有権が留保されていたことを重視しています。したがって、法定代位構成が認められるか否かにあたっては、契約締結後に所有権を留保しているのが誰か、という事情が重大な判断要素となり得ると考えます。

#### ④ 新約款方式に基づく法定代位の被担保債権の範囲

平成 22 年最判は、旧約款方式に基づく留保所有権の被担保債権について、販売会社の留保所有権の被担保債権は残代金のみであるのに、信販会社の留保所有権については、当初の担保権者である販売会社が取得し得ない信販会社の手数料債権も被担保債権に含まれていたことを、法定代位の成立を否定する理由の一つとして挙げています。そこで、新約款方式による場合であっても、売買代金以外の債権をどこまで被担保債権に含められるか(逆にいえば、どのような債権が含まれている場合には、法定代位の成立が否定されるか)が問題となりえます。

この点について、上記の札幌高判は、割賦代金の回収費用までは含まれる(含まれていたとしても法定代位の成立は否定されない)としています。他方で、大阪地判では、法定代位によって残代金及び回収費用を控除した後に余剰があれば、信販会社の購入者に対するその他の債権(手数料債権)と余剰金が当然に相殺されるとの三者間契約に基づき手数料債権を回収することを認めました。

被担保債権の範囲については、自動車の販売代金と異なるものが少しでも被担保債権に含まれていれば代位構成を否定すべきであるとする見解も学説上主張されており、さらに、大阪地判も、信販会社による手数料債権の回収を認めたのは、法定代位ではなく相殺という構成が採られていたからであると考えられるため、新約款方式による場合でも、手数料債権を留保所有権の被担保債権に含める運用はリスクがあると思われる。

以上のとおり、旧約款方式・新約款方式のいずれについても様々な論点・見解があり、また、未解決の問題も多く、今後の裁判例の動向が注目されます。

以上



ふくおか しんのすけ  
**福岡 真之介**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[s.fukuoka@jurists.co.jp](mailto:s.fukuoka@jurists.co.jp)

弁護士(1998年登録)、ニューヨーク州弁護士(2007年登録)。多数の事業再生案件に債務者側代理人または債権者側代理人として関与。日本航空株式会社の会社更生申立代理人、第一中央汽船株式会社の民事再生申立代理人等を務める。



すがの ゆり  
**菅野 百合**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[y.sugano@jurists.co.jp](mailto:y.sugano@jurists.co.jp)

2003年弁護士登録、2012年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)。M&A アドバイザリーファームへの出向経験を有する。事業再生、倒産事件を主な業務分野とし、国内案件に加え、クロスボーダーの事業再生案件を専門とする。その他、M&A、訴訟・争訟、一般企業法務等を取り扱う。



くわた ひろし  
**桑田 寛史**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[h.kuwata@jurists.co.jp](mailto:h.kuwata@jurists.co.jp)

2010年弁護士登録。事業再生、倒産事件を中心に、M&A、訴訟・争訟、一般企業法務等に規模の大小を問わず幅広く従事。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2017